

第 1 回協議の場での ご意見への対応について

内閣官房
人口戦略本部・全世代型社会保障構築本部事務局

第1回協議の場でのご意見への対応について（給付事務に係る事務負担関係）

第1回協議の場でのご意見	検討の方向性
マイナンバーの活用にあたって必要となる個人情報保護への対応については、地方に新たな負担が生じないよう、国が責任を持って措置いただきたい。	マイナンバー活用に伴う特定個人情報保護評価（PIA）をはじめとする個人情報保護のための措置について、自治体向けのガイドラインの作成等も含め対応。
問合せ対応等にあたる現場の職員を支える対策を確実に講じていただきたい。	市町村窓口から円滑に国のコールセンターに案内するためのマニュアルの作成等も含め対応。
都道府県による市町村の支援策の具体的な内容を示していただきたい。	導入時の都道府県から市町村への職員派遣及びそれに要する費用に対し国が財政措置をすること等が考えられるが、実務検討チームにおけるご意見も踏まえさらに検討。
制度の意義や目的、具体的な仕組みについて、国において国民の皆様に周知いただきたい。	制度の意義等について、特設サイトをはじめ、あらゆる媒体を通じ、国において積極的な広報を行う。
実施主体の負担にも十分配慮し、シンプルかつ効率的な制度設計とする必要がある。	制度の具体化に際して、実務検討チームの場でご意見を伺いながら、法制上の措置や具体的な事務負担軽減策について検討。
導入時の対応のみならず、制度開始後の安定的な運営まで見据え、自治体が無理なく執行できる仕組みを構築いただきたい。	
国が前面に立って事務を効率的にする方向性が示されているが、制度の具体化にあたってはなお十分な検討が必要。	

○ 財政負担の在り方については、前回お示したとおり、

- 今回の新たな給付は、中低所得者が負担している国税（所得税等）、地方税（個人住民税等）、社会保険料などの負担の軽減を図ることを目的としたものであることから、**税制等により負担を求めている主体（国・地方）が、求めている負担の割合を踏まえて財政負担**することが適切であること

上記の考え方を踏まえると、例えば次のような割合が参考となる。

所得税、住民税、消費税の税収割合

国：地方 = 2 : 1

国：地方 = 1 : 1（交付税法定率分調整後）

- 本制度は社会保障制度と密接不可分な制度であり、**社会保障制度については、現金給付も含め、国と地方がそれぞれ応分の財政負担**をしながら制度を支えてきたこと

上記の考え方を踏まえると、例えば次のような割合が参考となる。

社会保障制度におけるマクロの公費負担割合

国：地方 = 2 : 1

を踏まえ、上記の割合を参考に、引き続き、協議させていただきたい。

- 『基本方針』に位置付けられた「地方の財政運営に支障が生じないよう適切に対応する」観点から、地方の財政負担等について、以下の財政措置を講じる。

① 本格導入について（令和11年度以降）

- ・ 新たな給付に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上するとともに、一般財源総額を増額確保する。
- ・ 個別団体の地方交付税の算定に当たっては、地方負担を的確に基準財政需要額に算入する。

※ 給付事務の円滑化のため、事務の執行を担っていただく市町村のうち上記の財政措置を講じても財源が増加しない団体に対して、何らかの配慮ができないか検討中。

② 経過措置（つなぎ）について（令和9年度～令和10年度）

- ・ 新たな給付に係る地方負担については、本格導入（令和11年度以降）と同様の措置を講じる。
- ・ 飲食料品の消費税率の引下げに係る地方消費税の減収については、過去の時限的な減税に係る対応を参考に、適切な補填措置を講じる。

※ 制度導入に際しては、事務費やシステム改修等に要する経費について、国として適切に対応する。

将来的な「国と地方の役割分担」の在り方に関する継続的な検討について

「『給付付き税額控除』の制度導入の基本方針」（令和8年8月5日閣議決定）（抜粋）

- 社会の構造変化や情報インフラの進展等の中で、社会保障制度や税制の見直し、各種行政サービスに関する役割分担等に関する議論なども踏まえ、**国と地方の役割分担は変わり得るものと認識し、国と地方の間で制度導入後も継続的な検討を行う。**
- コロナ禍の反省も踏まえ、ミニマムな事務コストでタイムリーな給付を可能とすることが喫緊の課題であるが、**国が直接給付をする場合**、全国民の情報を保有するためのシステム上の対応や組織・体制整備を含めたオペレーション上の対応が必要となり、**実現に相当の期間を要する**。将来的な方向性も十分に考慮しながら、まずは近年整備が進められてきた既存の情報インフラを十分に活用しつつ、更なる情報連携やDX化等による業務効率化を図り、政策効果の把握にも留意しつつ、安定的かつ迅速な対応が可能となる社会インフラの整備を図る。こうしたインフラが整えば、緊急時に迅速な給付を行うことも可能となる。

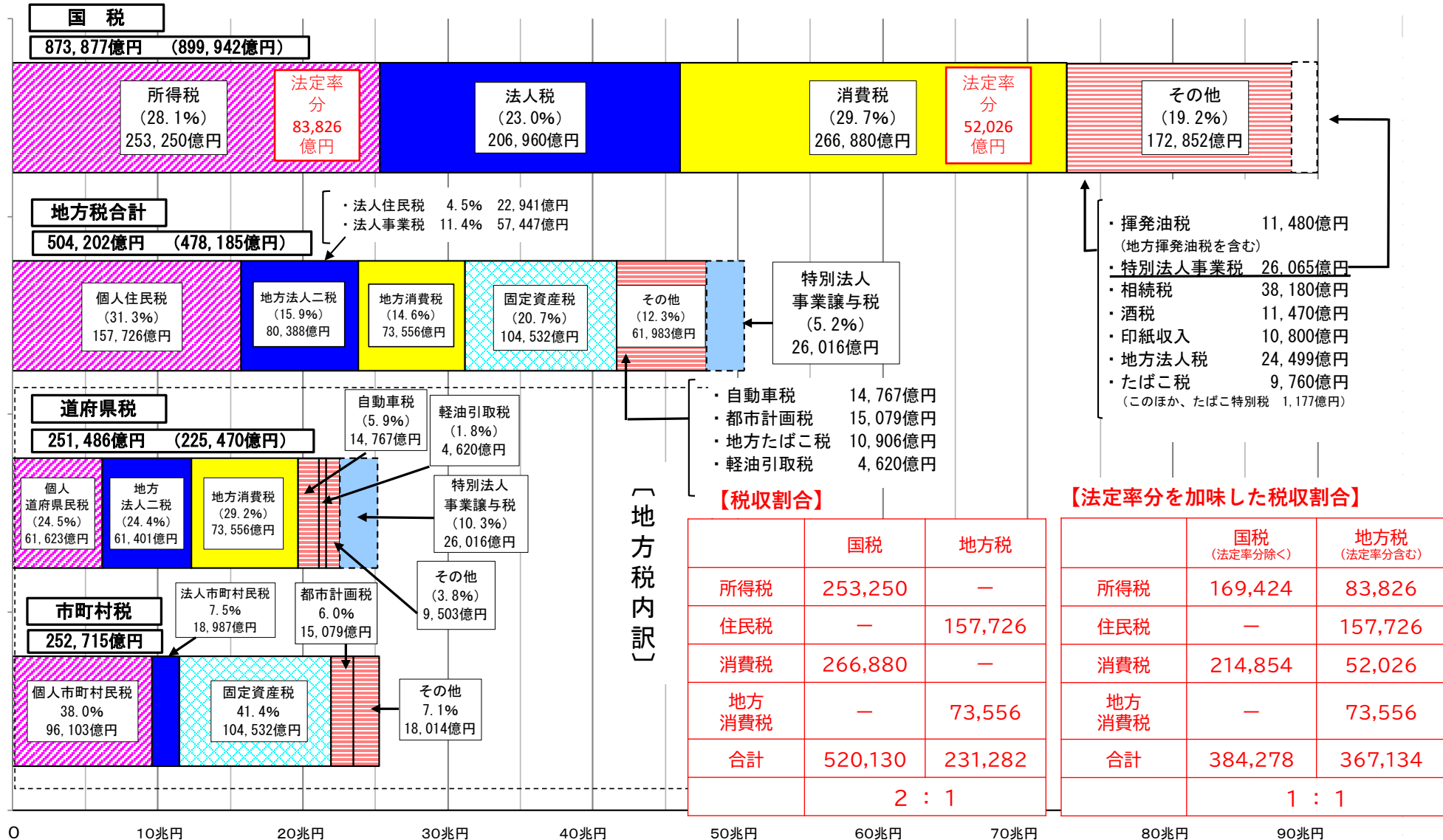
＜国による直接給付の検討に際しての論点＞

- ・システム上の対応^{（※）}に加え、組織・体制整備を含めたオペレーション上の対応
- ・国が、自治体が保有している住民情報や地方税情報を把握することについての整理
- ・「給付付き税額控除」の制度の将来像についての検討
（税額控除との組合せを行うべき、その際、国税や地方税の減税を行うべきとの主張もあり）
- ・各種行政サービスに関する将来的な「国と地方の役割分担」等に関する議論 等

※ システム上の対応としては、非常時などの対応も想定し、「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和8年7月21日閣議決定）」を踏まえ、官庁会計システム（ADAMSⅡ）の改修等に着手し、着実に改善

参考

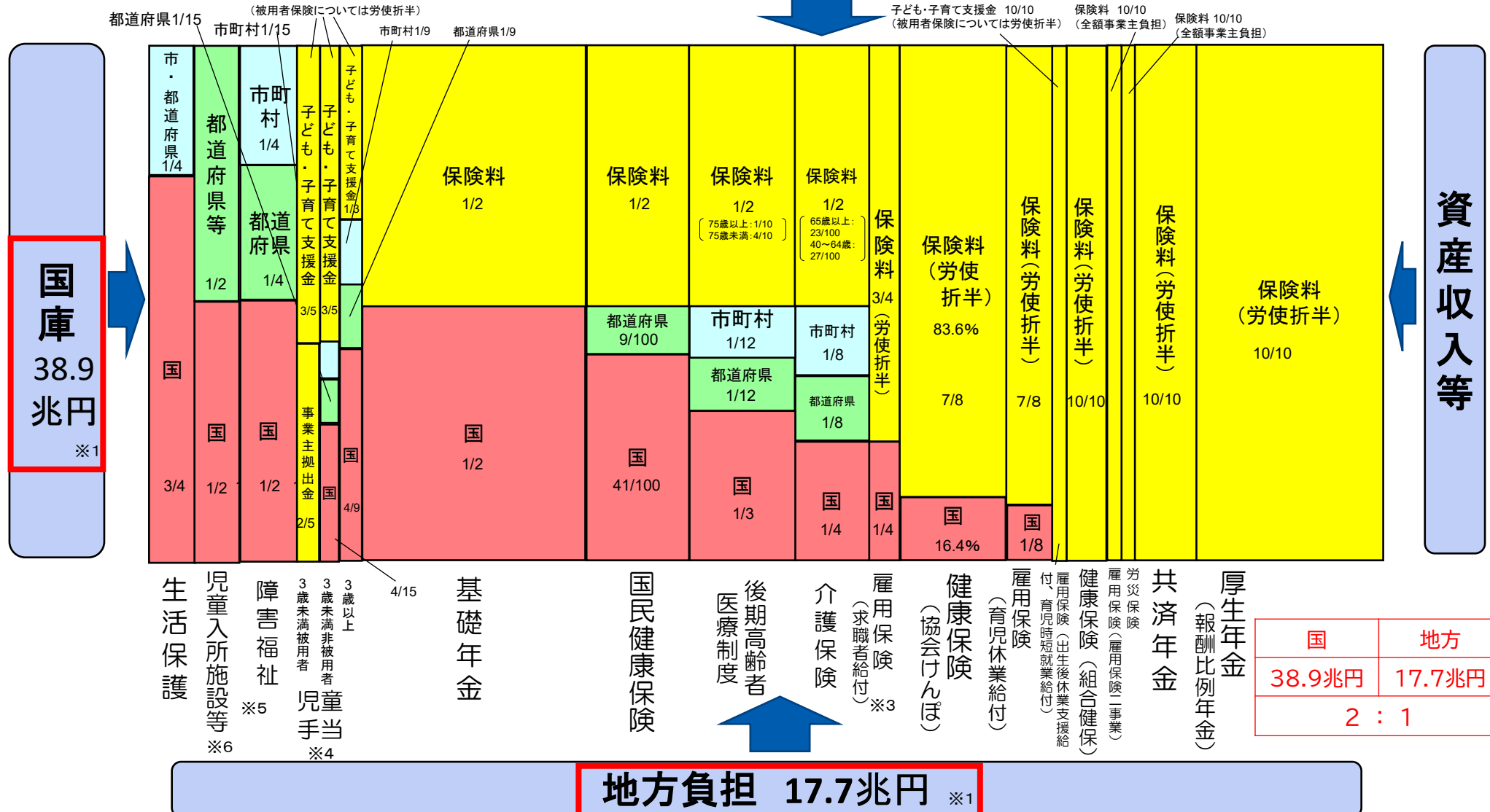
国税・地方税の税収内訳(令和8年度地方財政計画額)



- (注)1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 国税は特別会計を含み、地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。
 3 国税は特別法人事業税を含み、地方税は特別法人事業譲与税を含む。()内は、国税は特別法人事業税を含み、地方税は特別法人事業譲与税を除いた金額である。
 4 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

社会保障財源の全体像（イメージ）

保険料 84.5兆円 ※1、2



（注）※1 保険料、国庫、地方負担の額は2026年度当初予算ベース。※2 保険料には事業主拠出金及び子ども・子育て支援金を含む。（子ども・子育て支援金は、児童手当、妊婦のための支援給付、出生後休業支援給付、育児時短就業給付等に充てられる。なお、2028年度にかけて、必要に応じ、子ども・子育て支援特例公債を発行。）※3 雇用保険（失業給付）の国庫負担割合については、雇用情勢及び雇用保険財政の状況に応じ、1/4又は1/40となるとともに、一定の要件下で一般会計からの繰入れが可能。※4 児童手当については、公務員支給分を除いた割合である。※5 障害児支援を含む。なお、障害児入所に係る負担割合は、国1/2、地方公共団体1/2となっている。※6 市及び福祉事務所設置町村が市町村立・私立の母子生活支援施設及び助産施設に入所させる場合等の負担割合は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4となっている。

- 地方自治法が定める「国と地方の役割分担」の考え方では、**国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担う一方、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねる**とし、地方自治体の事務は**法定受託事務**と**自治事務**に区分される。
- 社会保障関連制度では、**年金は国が直接給付に関する事務を担う一方、生活保護・子育て支援・介護・医療の分野においては、国・都道府県・市町村が分担して事務を担っている。**

【地方自治法が定める「国と地方の役割分担」の考え方】

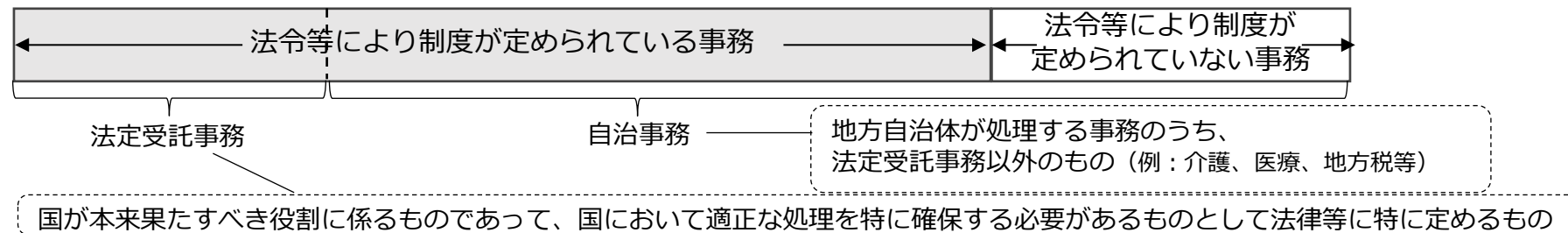
- **国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担う。**

※国が本来果たすべき役割として、次の3類型を例示

- ① 国際社会における国家としての存立にかかわる事務
- ② 全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務
- ③ 全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施

- **住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねる。**

＜地方自治体の事務のイメージ＞



【社会保障関連制度における主な役割分担】 ※ **法定受託事務**（都道府県・市町村の法定受託事務以外の事務は自治事務）

	年金	生活保護	子育て支援	介護	医療
国	・年金 給付 に関する事務	・生活保護制度の立案 ・財政支援	・子育て支援制度の立案 ・財政支援	・介護保険制度の立案 ・財政支援	・医療保険制度の立案 ・財政支援
都道府県	—	・保護の決定、 給付 等 (※1)	・保育所の設置に係る認可 ・児童扶養手当の 支給 (※1・2) ・財政支援	・介護保険事業運営の助言、援助 ・財政支援	・国民健康保険事業の財政運営の責任主体
市町村	・被保険者からの資格の取得等に関する届出の受理等	・保護の決定、 給付 等 (※1)	・保育所の運営 ・保育の必要性の認定や保育所等の利用調整等 ・児童手当・児童扶養手当の 支給 (※1・2)	・介護保険事業の運営（要介護者等の認定、保険給付（高額介護サービス費の 支給 (※3)を含む）等）	・国民健康保険事業の運営（資格管理、保険料の決定・賦課・徴収、保険給付（療養費の 支給 を含む）等）

※1 生活保護の決定・給付や児童扶養手当の支給は、市町村に福祉事務所がある場合は市町村、ない場合は都道府県が担う。

※2 そのほか、法令等により制度が定められていない事務として、児童手当・児童扶養手当の登録口座を活用した国の給付金の支給事務を行ったことがある。

※3 負担上限を超えた額がサービス利用後に登録口座に振り込まれる高額介護サービス費の支給。

地方自治法（昭和22年法律第67号）（抜粋）

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

2 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

第2条

8 この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。

9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第1号法定受託事務」という。）

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第2号法定受託事務」という。）

- 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（令和6年6月21日閣議決定）では、今後目指す行政の姿として、「**システムは共通化、政策は地方公共団体の創意工夫**という最適化された行政」「**有事の際に状況把握や給付などの支援を迅速に行う**ことができる強靱な行政」「**規模の経済やコストの可視化及び調達**の共同化を通じた負担の軽減により、**国・地方を通じ、トータルコストが最小化**された行政」が掲げられている。

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針の概要

1. 基本的な考え方

問題意識

急激な人口減少による担い手不足に対応するため、デジタル技術の活用による公共サービスの供給の効率化と利便性の向上が必要

目指す姿

- ① システムは共通化、政策は地方公共団体の創意工夫という最適化された行政
- ② 即時的なデータ取得により社会・経済の変化等に柔軟に対応。有事の際に状況把握や給付などの支援を迅速に行うことができる強靱な行政
- ③ 規模の経済やコストの可視化及び調達の共同化を通じた負担の軽減により、国・地方を通じ、トータルコストが最小化された行政

【タテの改革】
各府省庁による
所管分野の国・
地方を通じた
BPRとデジタル
原則の徹底

【ヨコの改革】
DPIの整備・
利活用と
共通SaaS利用の
推進

2. 取組の方向性

共通化すべき業務・システムの基準

- ① 国民・住民のニーズ（利用者起点）に即している
- ② 効果の見込みがあるか
- ③ 実現可能性があるか

共通化は、国と地方の協力の枠組みの下で進め、原則として地方に義務付けを行うものでなく、地方の主体的な判断により行われるもの。

(a)喫緊の課題である20業務の標準化に引き続き注力し、(b)基準に合致するものは共通化を進め、(c)基準に合致しないものであっても都道府県の共同調達による横展開の推進等に取り組む

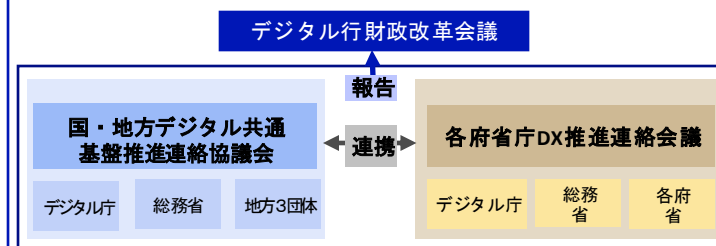
費用負担の基本的考え方

- i) 共通SaaS
 - ・ 国が共通化に関する調査、初期段階における実証、標準的な仕様書の作成等に要する費用を負担
 - ・ 地方公共団体が利用料等を負担することが原則
- ii) デジタル公共インフラ（DPI）
 - ※認証基盤（マイナンバーカード等）、ベース・レジストリ等国が主導して開発・運用・保守を行うことが適当
- iii) 物理／仮想基盤（クラウド、ネットワーク）
 - ・ 原則として費用は整備主体が負担
 - ・ 利用者は、運用・保守費用等について応分の負担

デジタル人材の確保

- i) 共通SaaS・DPIの整備・活用のための体制の強化
 - デジタル庁を中心に、専門人材の確保や、各省と地方公共団体との調整を行う行政人材の配置を推進
- ii) 地方公共団体における人材確保
 - ・ 令和7年度中に、全ての都道府県で都道府県を中心に市町村と連携した地域DX推進体制を構築し、人材プール機能を確保
 - ・ 総務省において、都道府県間の連携も促進しながら、デジタル庁と連携し、支援を強化

3. 今後の推進体制



国・地方の連絡協議の枠組み

- ・ 「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会」を開催
- ・ 共通化の対象候補の選定や、制度所管府省庁が策定する共通化を推進するための方針の案への同意等を実施

各府省庁DXの推進の枠組み

- ・ 今後5年間でDXの「集中取組期間」とし、国側の推進体制として「各府省庁DX推進連絡会議」を開催
- ・ 国民の利用者体験の向上に資するDXの取組を「国・地方重点DXプロジェクト」として指定し、国・地方デジタル共通基盤に係る各府省庁の取組を支援

持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供するための 「国と地方の役割分担」の在り方に関する検討

第5回社会保障国民会議者会議

令和8年5月15日

資料2 抜粋

- 第34次地方制度調査会（R8.1.19～）において、人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、**将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国・都道府県・市町村間の役割分担**、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議していくこととされている。

1. 概要

- 地方制度調査会は、地方制度調査会設置法により、昭和27年12月、総理府（現：内閣府）に設置。**内閣総理大臣の諮問に応じて地方制度に関する重要事項を調査審議する。**
- 委員は、内閣総理大臣が任命することとされており、30人以内で構成。任期は2年で国会議員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長等及び学識経験者により構成。

2. 第34次（今回）の諮問事項

- 令和8年1月19日に第1回総会が開催され、総理より諮問。

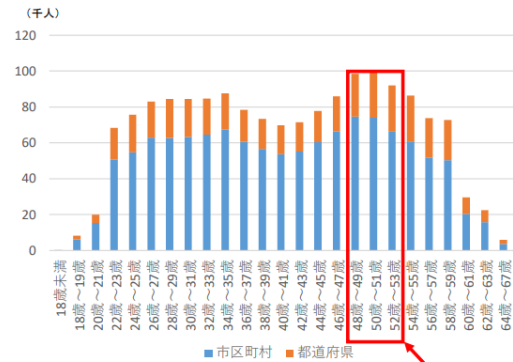
【諮問事項】 人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める。

<参考：地方自治体における人材不足等の課題>

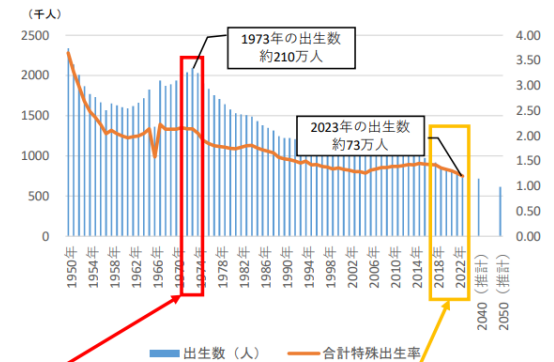
- 生産年齢人口はピーク時から約1,100万人減少し、既に自治体では**専門人材**（技術職員、デジタル人材等）等の不足が喫緊の課題
- **団塊ジュニア世代**（毎年約200万人出生）の退職によって、今後は一般行政職員を含め**人材不足が深刻化**

- 市町村が本来注力すべき事務に注力し、各地域が**個性豊かで活力に満ちた分権型社会**を実現するため、これまでと異なる**新たな視点で、個別の事務の課題を踏まえた制度の見直し**の議論を進めることが必要。

都道府県及び市町村の年齢別職員数（2023年）



出生数と合計特殊出生率の推移



団塊ジュニア世代

団塊ジュニア世代が定年退職後に20代前半となる層

（出典）総務省「令和5年地方公務員給与実態調査」

（出典）2023年までは厚生労働省「人口動態統計」、2040年及び2050年の出生数は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」における出生中位・死亡中位仮定による推計値